

○岡山県後期高齢者医療広域連合事務委任規則

令和 6 年 6 月 3 日
広域連合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広域連合長の権限に属する事務の副広域連合長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第 2 条 広域連合長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 5 3 条第 1 項の規定に基づき、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 0 8 条による双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結に関する事務を副広域連合長（副広域連合長に事故があるとき、又は副広域連合長が欠けたときは、事務局長）に委任する。

(委任事務の決裁)

第 3 条 前条に定める委任事務の決裁については、岡山県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成 3 0 年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第 6 号）の規定を適用する。この場合において、「広域連合長」とあるのは「副広域連合長」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。